

報告第8号

令和3年度かすみがうら市下水道事業会計事故繰越計算書について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により、令和3年度かすみがうら市下水道事業会計事故繰越計算書について、次のとおり報告する。

令和4年6月7日提出

かすみがうら市長 坪井 透

令和3年度かすみがうら市下水道事業会計事故繰越計算書

款	項	目	事業名	予 算 計上額	支払義務 発 生 額	翌年度 繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰越 額に係る繰 越を要する たな卸資産 の購入限度 額	説 明
							国 庫 支出金	企業債	当 年 度 損益勘定 留保資金			
1 下 水 道 事業費用	1 営業費用	1 管渠費	農集修繕 第14号マ ンホール ポンプ場 修繕工事	円 8,517,300	円 0	円 8,517,300	円 0	円 0	円 8,517,300	円 0	円 0	新型コロナウイルス感染症拡大の影響による海外製部品の納期遅延による
1 資本的 支 出	1 建 設 改良費	5 流域下水 道建設負 担金	流域下水 道建設負 担金	円 26,326,000	円 21,886,000	円 4,440,000	円 0	円 4,300,000	円 140,000	円 0	円 0	県流域下水道事業の人孔更生工事において、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、作業員の確保が困難なことによる